

## 変更届に必要な添付書類一覧

### 【変更届で処理する項目】

変更項目	添付書類 (例)	
	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務
商号又は名称	建設業許可の変更届 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	登記事項証明書(登記簿謄本) 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等
本店の所在地	建設業許可の変更届	①測量を希望する場合、測量業者変更登録申請書 ②設計・監理業務のうち建築一式工事「意匠・構造」を希望する場合、建築士事務所登録証明 ③その他(①②以外)の場合、登記事項証明書(登記簿謄本)、現況報告書等
代表者	建設業許可の変更届 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	登記事項証明書(登記簿謄本) 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等
本店の電話番号、FAX 番号、メールアドレス及び担当者名	なし	なし
営業所等(本店除く)の名称	建設業許可の変更届 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	変更後の営業所の名称の記載がある書類 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等
営業所等(本店除く)所在地	建設業許可の変更届	①測量を希望する場合、測量業者変更登録申請書 ②設計・監理業務のうち建築一式工事「意匠・構造」を希望する場合、建築士事務所登録証明書 ③その他(①②以外)の場合、登記事項証明書(登記簿謄本)、現況報告書等
誓約書「役員等名簿」の役員変更	登記事項証明書(登記簿謄本)及び誓約書「役員等名簿」等	登記事項証明書(登記簿謄本)及び誓約書「役員等名簿」等
営業所等の電話番号、FAX 番号及びメールアドレス	なし	なし
委任先(受任者)の設定	建設業許可申請書の別紙・別表(営業所名、住所、営業所が持っている建設業許可が確認できる書類)、委任状及び使用印鑑届等	①測量を希望する場合、測量業者変更登録申請書 ②設計・監理業務のうち建築一式工事「意匠・構造」を希望する場合、建築士事務所登録証明書 ③その他(①②以外)の場合、登記事項証明書(登記簿謄本)、現況報告書

		等 上記に加え、委任状及び使用印鑑届等
法人組織の変更（例：(有)→(株)）	建設業許可の変更届 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等	登記事項証明書（登記簿謄本） 必要に応じ委任状及び使用印鑑届等
建設業許可番号の変更	建設業許可通知	
営業所等の建設業許可業種の追加及び削除	建設業許可の変更届（削除の場合は不要）	
営業所等の建設業許可の区分変更（一般→特定）	建設業許可の変更届	
地質調査業者登録規程に基づく登録の追加及び取り下げ		登録証 等 （取り下げの場合は不要）
コンサルタント登録規程に基づく登録の追加及び取り下げ		登録証 等 （取り下げの場合は不要）
測量・建設コンサルタント等業務にかかる各登録番号の変更		登録証 等
営業所等の廃止	なし	なし
入札参加を希望している工種又は業務等の一部取下げ	なし	なし
廃業又は入札参加資格の取下げ	なし	なし
関連する会社の変更	なし	なし

注1 上表中の「営業所等」とは入札参加資格者名簿の主たる営業所（本社）及び、契約する営業所の情報をいいます。

注2 上表中の「変更項目」において委任状・使用印鑑届等も変更する必要がある場合は、作成し提出してください。

注3 入札参加を希望する工種及び業務の追加は、変更届では受付できません。

注4 公的機関発行の書類については、発行後3ヶ月以内のもので、コピーも可とします。

注5 「建設業許可変更届」、「建設業許可申請書」、「測量業者変更登録申請書」及び「現況報告書」については、許可行政庁の受付印又は確認印のあるものとします。

注6 物品製造（購入）・役務の提供の変更届で処理する項目は、上表に準じるものとします。